

★ 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（規則第五十七号）（こども家庭課）

一 改正の要旨

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律において、母子及び寡婦福祉法の一部が改正され、同法の題名を母子及び父子並びに寡婦福祉法とされたことなどに伴い、次の規則について必要な改正を行った。

- 1 広島県会計規則
- 2 広島県地方機関の長に対する事務委任規則
- 3 広島県行政組織規則
- 4 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則
- 5 住民基本台帳法施行細則
- 6 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則
- 7 母子及び寡婦福祉法施行細則
- 8 民生委員法施行細則
- 9 広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則

二 施行期日

平成二十六年十月一日

★ 広島県就農支援資金貸付金貸付規則を廃止する規則（規則第五十八号）（農業担い手支援課）

一 廃止の要旨

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法が廃止されたことに伴い、広島県就農支援資金貸付金貸付規則を廃止した。

二 施行期日

平成二十六年十月一日

★ 肥料取締法施行細則の一部を改正する規則（規則第五十九号）（農業産地推進課）

一 改正の要旨

施用上の注意等の表示義務がある普通肥料に、牛由来の原料を原料とする肉骨粉以外の牛由来の原料を原料として生産された普通肥料を加えるため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十六年十月一日